

公益社団法人 日本近代五種協会 加盟団体規則

第1章 目的

(目的)

第1条 本規則は、公益社団法人 日本近代五種協会の加盟団体として、正会員を送る団体の加盟に関する事項を定める。

第2章 組織

(加盟団体)

第2条 加盟団体とは、定款第11条、各項に定める団体をいう。

(加盟団体の組織)

第3条 加盟団体は都道府県の近代五種競技の統轄団体として適当な組織を有し、且つその団体を代表する会長を置かなければならない。なお都道府県に団体を有さない場合は、国内を東日本、中日本、西日本、九州沖縄の4支部に区分し、それぞれに支部長を置くこととする。

(正会員の選出)

第4条 加盟団体は、定款第5条、第1項、(イ)号に定める正会員を選出し、協会 会長に届けなければならない。

第3章 加盟に関する業務

(報告)

第5条 加盟団体は、毎年6月末日までに、次の書類を添えて協会に報告しなければならない。

- 1) 会則等の諸規定
- 2) 役員、連合に登録する一般会員、登録しない会員等の名簿
- 3) 委員会の構成表と各委員名
- 4) その他、協会が必要とする書類

(加盟手続き)

第6条 加盟団体の会則に定められた役員は、すべて本協会の会員登録をする事とする。

第7条 加盟団体は前条による届け出での内容に変更があった場合、速やかに本協会に届け出なければならない。

(会費等の納入)

第8条 加盟団体は、毎年6月末日までに定款第12条により、協会の指定する方法で加盟費を納入しなければならない。

加盟団体の加盟費は、年額10,000円とする。

但し、理事会の議決により減免することができる。

(周知)

第9条 加盟団体は、協会よりの通達等、必要な事項を確実に一般会員に周知しなければならない。

第4章 規 制

(調査の実施)

第10条 協会は、第3章の定めにより提出された書類に疑義が生じた場合、或いは協会よりの通達等の実施について必要が生じたときは、次の各号により調査を要求し、また実施することが出来る。

- 1) 不審事項について報告書の提出を求める。
- 2) 協会より、理事会が指定する調査員を派遣し、調査に当たる。
- 3) 加盟団体の会議に協会役員をオブザーバーとして派遣し、会議等の運営について意見を述べる。

(会議の招集要求)

第11条 協会は加盟団体の運営について疑義が生じた場合、理事会に諮り、加盟団体に必要な会議の招集を請求することが出来る。

2. 加盟団体は、協会より会議の招集を求められた場合、請求の日より2ヶ月以内にその会議を開催しなければならない。

第5章 制 裁

(正会員の退任等)

第12条 加盟団体を代表して選出された正会員が、協会の品位を著しく傷つけたと判断されたときは、総会の出席者の3分の2の同意を得て、その正会員を退任させることができる。

2. 協会が10条の規定に基づいた調査の結果、改善の勧告をしても加盟団体が改善の実施をしないときは、総会の出席者の3分の2の同意を得て、当該団体の大会への参加の停止等の処分を行うことができる。
3. 協会は、更に必要があるときは、総会の出席者の3分の2の同意を得て、加盟団体権の一部、または全部の一定期間停止、または除名処分をすることができる。

第6章 付 則

1. 本規則は、総会、理事会の出席者の3分の2の同意をもって変更することができる。
2. 本規則は、平成18年 3月13日より施行する。
3. 本規則は、平成23年4月1日より施行する。
4. 本規則は、令和4年6月4日より施行する。

日本国内支部区分（日本近代五種協会）

1. 東日本（北海道、東北、関東エリア）15
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県
群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県、山梨県
2. 中日本（北信越、東海エリア）9
富山県、石川県、福井県、新潟県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県
3. 西日本（近畿、中国、四国エリア）15
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県
島根県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県
4. 九州・沖縄（九州、沖縄エリア）8
福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県